

特集

市民性教育を 考える

「市民性教育」という言葉をご存知でしょうか。市民性教育を論ずる場合によく引き合いに出されるイギリスにおいて、その必要性が認識されるようになった背景には、若者の政治への無関心に対する不安、投票率の低下、市民の地域レベルの活動に参加する機会の減少、地域が地域として機能しないことに対する懸念がありました。まるで、現在のわが国を語っているようです。教育基本法の改正、教育再生会議の設置、いじめ、必修科目の履修漏れなど教育に関する論議が高まっている中、今回はこの「市民性教育」を特集します。

シティズンシップ教育の 意義と課題

お茶の水女子大学大学院助教 小玉 重夫



●プロフィール
こだま しげお

1960年生まれ。お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助教授、博士（教育学）。東京大学大学院博士課程修了後、慶應義塾大学助教授を経て現職。主な著書に『教育改革と公共性』、『シティズンシップの教育思想』などがある。

いま、なぜシティズンシップ教育か

近年、シティズンシップ（市民性）教育の取り組みがEU（欧州連合）諸国やアメリカ合衆国など、各国で盛んになり、注目を集めている。なぜ、いまシティズンシップ教育なのか。それは、一九九〇年代以降の各国における社会構造の変容と深く関係している。そこでまず、シティズンシップ教育の必要性が高まっている時代背景について、簡単に確認しておきたい。

もともと、シティズンシップとは、一九七〇年代までは、福祉国家体制のもとで、社会

のメンバーである人々が持っている権利——市民権あるいは公民権——としてとらえることが一般的であった。福祉国家における国民としてのメンバーシップ（国籍）を持っているれば、生まれながらにして、最低限度の生活を営むことができる生存権がすでに保障されている、つまり、国民である以上すでに備わっている権利という意味で、シティズンシップという概念が用いられていた。

しかし、一九八〇年代から九〇年代にかけて、「官から民へ」に象徴される小さな政府論にもとづき、福祉国家的政策に対する見直しや再編が行われるようになる。それに伴い、

シティズンシップを単に福祉国家的な権利としてではなく、そうした権利を社会的な場面において行使できる資質や、社会や国家の構成員としての義務や責任を果たす資質を含むものとしてとらえ直そうという議論が政策的な影響力を持つようになっていく。つまり、シティズンシップの権利としての側面と同時に、社会に参加し、そこで他者に対する応答的な責任を果たしていくことを含んだ概念として、シティズンシップが強調されるようになったわけである。シティズンシップ教育ということが、これまで以上に自覚的に主題化されるのも、そのような文脈においてである（小玉『シティズンシップの教育思想』白澤社、二〇〇三年）。

さらに、一九八九年の冷戦体制崩壊による政治状況の多元化と流動化、グローバリゼーションの進展による社会の国際化と多文化化によって、国民国家を軸とした民主主義のあり方に問い直しが迫られるようになってきている。このことも、民主主義の担い手である市民を育てるシティズンシップ教育の重要性が唱えられる背景となっている。

以上の時代背景の中で、シティズンシップ教育が具体的にどのように議論され、展開されているかを、次に一九九〇年代以降のイギリスとアメリカの例を紹介しながら見ていきたい。

イギリス、アメリカでの シティズンシップ教育

イギリス政府では、一九九八年にバーナード・クリックという政治学者が中心となり、「学校におけるシティズンシップと民主主義の教育」、いわゆるクリックレポートを出し、これに基づいてシティズンシップ教育が学校教育のカリキュラムに位置づけられている。イギリスのナショナルカリキュラムを主導したバーナード・クリックのシティズンシップ教育論の特徴は、その中心に「政治的リテラシー」（政治的判断力や批判能力）の教育を置いている点である。クリックによれば、シティズンシップ教育はともすれば、「ボランテニア活動一辺倒」になりがちであるが、それでは「単なる使い捨ての要員」を育てるだけになってしまうと批判する。そして、政治文化の変革を担う積極的な市民の育成こそが、シティズンシップ教育の中心に位置づけられるべきであると主張する（クリック『デモクラシー』岩波書店、二〇〇四年）。

また、アメリカ合衆国でクリントン政権の時代に新しいシティズンシップ論のグループを主導した政治思想研究者のハリー・ボイトは、ミネソタ大学「民主主義とシティズンシップのセンター」で、シティズンシップ教育の実践研究を行っている。ボイトは、シティズンシップに関する三つのモデルを類型化する（次頁表を参照）。

第一のモデルは、リベラリズム（自由主義）のモデルで、従来の福祉国家段階のシティズンシップに対応する。そこでの市民像は、投票者、消費者であるとされ、シティズンシップ教育の内容は、社会科学の授業における知識の教授が中心である。第二のモデルは、共同体主義のモデルで、そこでの市民像はボランテニアであり、シティズンシップ教育の内容は奉仕活動である。

ボイトによれば、第一のリベラリズムのモデルは権利論に傾斜した福祉国家段階に適合的なモデルで今日の状況に十分対応できず、他方、第二のモデルは、一九九〇年代以降の時代状況に対応したものではあるが、政治的視点を欠き、共同体への奉仕のみを一面的に強調するものになっていると批判する。そこでボイトが提唱するのが第三のパブリックワークのモデルで、ここでは、前二者のモデルの長所をふまえつつ、それに加えて、自己とは異なる他者との交渉や議論を含む政治的な資質の養成が重視されている（Boyte, H., *Everyday Politics*, University of Pennsylvania Press, 2004）。

このように、イギリスやアメリカにおける先進的なシティズンシップ教育論ではいずれも、単なる奉仕活動ではない、政治的な市民の養成をめざした政治教育としての側面が強調されている点で共通している。それは、本

ボイトによる、民主主義、シティズンシップに関する3つのモデル

	リベラリズム	共同体主義	パブリックワーク
民主主義とは何か	代表制、法の支配	政府とボランタリーセクター	民主主義的生活様式
政治とは何か	財の分配	回避すべき険悪な争い	問題解決と公共性創出のための交渉と仕事
市民	投票者、消費者	ボランティア	共同プロデューサー
政治を所有するのは誰か	専門家	専門家	市民、素人
市民教育	社会科の授業	奉仕活動	パブリックワークのプロジェクト

稿の冒頭でも述べたように、冷戦体制崩壊による政治状況の流動化とグローバルゼーションによる社会の多文化化によって、民主主義の問い直しが迫られ、その担い手である市民教育の重要性が強く認識されるようになったことと深く関連している。

**日本における
シティズンシップ教育の展開例**

日本でも、これらの動向をふまえて、筆者も参加した経済産業省・三菱総研の「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会」（宮本みち子委員長）が二〇〇六年三月に「シティズンシップ教育宣言」を出した。

ここでは、「市民に奉仕活動を義務付けたり、国家や社会にとって都合のよい市民を育成しようという目的のものではありません」という点が明記され、その上で、「社会の意思決定や運営の過程において、個人としての権利と義務を行使し、多様な関係者と積極的に関わろうとする資質」としてのシティズンシップ教育の必要性が提起されている。また、日本におけるシティズンシップ教育の展開例として、お茶の水女子大附属学校園での市民的資質養成の取り組みや、東京都品川区における市民科の取り組み、NPO法人ライツが運営する学校での模擬選挙の取り組みなどが

例示され、シティズンシップ教育の中に政治教育が不可欠の要素として位置づけられている。

**政治教育としての
シティズンシップ教育の
復権へ向けて**

以上で見たように、一九九〇年代以降のシティズンシップ教育の新展開には、政治的な市民の育成をめざす政治教育の性格が強く反映されている。

大人になったときに選挙権をどのように行使するのか、また、政治にどのように関わっていくのかということ、単なる知識の教育としてだけでなく、政治的リテラシーの教育として追求していこうというのが、新しいシティズンシップ教育の中心課題なのである。その意味で、シティズンシップ教育は、現行の教育基本法第八条の政治的教養の教育を實質的なものにしていく趣旨を含んでいるといえることができる。

今後、ここで紹介したようなシティズンシップ教育の新展開をふまえて、学校が良識ある市民、主権者を育てる政治教育を行う場として再生していくことが強く求められている。